

## 第7回堺市新型コロナウイルス対策本部会議議事要旨

日時：令和2年4月3日（金） 午後1時00分～

場所：堺市役所本館4階 秘書課会議室

- 議題：
1. 新型コロナウイルス感染症の状況について
  2. イベントの中止・延期、施設等の休館への対応について
  3. 市立学校園の臨時休業措置について
  4. その他

### 【開会にあたり市長より】

- ・先日、国の専門家会議で示された3つの地域区分（感染拡大警戒地域・感染確認地域・感染未確認地域）のうち、本市は感染確認地域と認識している。しかし、この1週間で感染者は増加しており感染経路不明の感染者も増加しているため、いつ感染拡大警戒地域になってもおかしくないという認識のもと、強い警戒体制で臨んでいきたい。
- ・4月1日の国の専門家会議、4月2日の大阪府の対策本部会議を踏まえ、これからのイベントや行事、施設への対応、また学校園についても本日の対策本部会議で決定したい。

### 【議題説明及び質疑】

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の状況について

- ・陽性患者について（健康福祉局長）（※資料1参照）

#### (2) イベントの中止・延期、施設等の休館への対応について

- ・施設の休館・開館について（危機管理監）（※資料2参照）

本市では4月3日までイベント自粛・施設閉鎖としていたが、大阪府の方針を踏まえ、5月6日まで引き続き延長する。また、5月7日以降の方針は4月中に判断する。

#### (3) 市立学校園の臨時休業措置について

- ・私立学校園の臨時休業措置延長について（教育監）（※資料3参照）

本市立学校園については、4月8日から教育活動を再開するとしていたが、5月6日まで、引き続き臨時休業措置を行うものとする。また、4月8日を登校日とし、今後についても登校日を検討している。なお、昼間に児童を監護する者がいない児童については対応を検討している。

登校日及び子どもの居場所の確保等については、後日、市・教育委員会・学校HP等を通じて保護者の皆様にお知らせする。

#### (4)その他

・東京事務所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務の試験実施について（総務局長）（※東京事務所在宅勤務試験実施参照）

（島田副市長意見・指示）

##### ・在宅勤務について

東京事務所での在宅勤務試験実施を受け、感染拡大防止のため、本庁においても在宅勤務の実施を含めた職員の勤務体制の検討を進めること。

（市長意見・指示）

##### ・イベントの中止・延期、施設等の休館への対応について

基本的には大阪全体、地域全体で面として対応しなければならないと考えており、5月6日まで延長するという府の方針と同様に対応する。一方で、5月6日に、新型コロナウイルスの感染拡大が収束している可能性は低いと考えている。5月7日以降の対応は早い段階で方針を示したい。

##### ・市立学校園の臨時休業措置について

臨時休業中の放課後支援について、休校措置を行う目的は子どもの感染拡大防止のためであり、感染防止に細心の注意を払ってほしい。

##### ・その他

役所に集まって行っている会議については、換気等の対策のうえ行っているが、その内容は緊急でやるべきか、実施するならば「3つの密」を防げているか考えるべきである。

窓口業務において、手続き等で市民の方々が役所で密集してしまうのは良くない。全庁的にどのように密度を下げられるか考えないといけない。

開催時期が先のイベントであっても、早くから準備を開始しなければならない大規模イベントについては、開催すべきか否かの方針を示したい。

#### **【閉会にあたり市長より】**

- ・日々状況は変化しており、感染経路不明の感染者が増加している。今行っている対策も万全ではないため、状況を見ながら2週間後、3週間後にどのような状態か検証しながら対策を決定する。
- ・効果が薄い方針は判断を覆し、最善の判断を行う。各職員においてもその意識を持ちながら対策を行い、堺市民の安全安心を守ることを徹底していきたい。